

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市高校生等医療費助成条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	企画財政部財政課 地域福祉部障害福祉課			
<p>1. 要 旨</p> <p>高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資するため、本条例を制定するものである。</p> <p>(1) 内容</p> <p>全13条と附則から構成。第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(対象者)、第4条(所得の制限)、第5条(医療証の交付)、第6条(助成の範囲)、第7条(医療費の助成)、第8条(一部負担金相当額等の支払方法)、第9条(届出義務)、第10条(譲渡又は担保の禁止)、第11条(損害賠償の請求権の譲渡)、第12条(助成費の返還等)及び第13条(委任)並びに附則。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>現在の義務教育就学児童までを対象とした医療費助成から、高校生等まで対象を拡大することで、子育て世帯の負担を軽減することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月 東京都が医療費助成の対象を高校3年生まで拡充する方針を発表</p> <p>令和4年2月 東京都市長会議の場で東京都が新たな高校生等医療費助成の考え方を提示</p> <p>令和4年3月 すべての区市町村で早期に実施できるよう令和5年度からの3年間、東京都負担10割で区市町村を支援する考えを東京都が発表</p> <p>令和4年6月 東京都から「高校生等医療費助成事業の実施及び高校生等医療費助成事業実施要綱の制定について(令和4年6月30日付4福保保助第436号)」の通知</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都は、所得制限及び一部負担を設ける考えを示しているが、23区及び一部の市では、所得制限なし、一部負担なしで事業を実施する予定であり、自治体によって助成内容が異なる状況になる見込み。 財政負担について、令和5年度からの3年間は、東京都負担10割になるが、4年後の令和8年度以降の負担割合については、今後の協議事項となっている。 					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、令和4年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。